「

⑸のうち税額控除割合が30％である試験研究に係る当期税額控除額 （⑸と別表六の二（九）「６」のうち少ない金額）
⑸のうち税額控除割合が25％である試験研究に係る当期税額控除額 （（⑸－⑹）と別表六の二（九）「７」のうち少ない金額）

」に改め、同表の記載整備中「連結法人が」の次に「租税特別措置法第68条の９第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の」を加え、同表を別表六の⑽付表とする。

別表六の⑽の表中

特別試験研究費の額の合計額 （別表六の二（八）付表「２」）

を

特別試験研究費の額の合計額 （別表六の二（九）付表「２」）

に、

同上のうち税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額 （⑶と別表六の二（八）付表「３」のうち少ない金額）
⑶のうち税額控除割合が25％である試験研究に係る特別試験研究費の額 （（⑶－⑷）と別表六の二（八）付表「４」のうち少ない金額）

を

「

同上のうち税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額 （⑶と別表六の二（九）付表「３」のうち少ない金額）
⑶のうち税額控除割合が25％である試験研究に係る特別試験研究費の額 （（⑶－⑷）と別表六の二（九）付表「４」のうち少ない金額）

」に改め、同表の記載整備中「連結法人が」の次に「租税特別措置法第68条の９第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の」を加え、同表を別表六の⑾とする。

別表六の⑽の次に次の１表を加える。